

やないづ 議会だより

第147号

平成28年(2016)

6月定例会報告

発行日：平成28年8月5日

福島県柳津町議会

(0241)42-2390

編集：議会広報編集委員会

6月定例会……………6月15日～17日

議案審議

条例・予算・人事 …………… 2

一般質問

- ・西山支所地域の活性化
 - ・教育行政
 - ・農業政策変換に伴う将来への町の対応
 - ・地域産業の担い手（後継者）に対する就労支援
 - ・再生可能エネルギー導入の取り組み
 - ・桜台帳の活用と桜つつみの現状及び今後の対応
 - ・空き家対策
 - ・観光振興
 - ・山のみち地域づくり交付金事業
- 改選後初の定例会 9議員が町政を問う！…… 3

一般質問は、町のホームページから閲覧できます。
柳津町ホームページ → 柳津町議会 → 議会録画映像

行政調査 …………… 13



長野県下條村



若者定住促進施策を調査

審議議案

平成28年度第2回6月定例会が6月15日より17日までの3日間の会期で行われた。

今回の定例会は、一般会計補正予算、国民健康保険条例の一部を改正する条例、国民健康保険税条例の一部を改正する条例、学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に関する事務の受託についてなど14議案を審議した。

条例

【国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

被保険者の減少及び医療費の増加などにより、平成23年度に税率改正後据え置いた税率を改正。（医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割、資産割、均等割り及び平等割の税率を改正）

補正予算

平成28年度一般会計予算に1,968万9千円を追加し、総額37億1,968万9千円としたことをはじめ、特別会計6会計を原案のとおり可決。

【一般会計補正予算】

予算総額に1,968万9千円を追加し、予算総額を37億1,968万9千円とした。

《主なもの》

▼民生費・社会福祉費

921万6千円

（臨時福祉給付金ほか）

▼商工費・商工費

1,077万8千円

（修景整備備品購入ほか）

▼教育費・小学校費

1,050万円

（西山小学校施設改修）

【国民健康保険特別会計補正予算】

事業勘定の予算総額に882万6千円を追加し、事業勘定の予算総額を6億2,312万6千円とした。

【後期高齢者医療特別会計補正予算】

予算総額に106万6千円を追加し、予算総額を5,073万4千円とした。

【介護保険特別会計補正予算】

予算総額から240万9千円減額し、予算総額を4億8,759万1千円とした。

【簡易水道事業特別会計補正予算】

予算総額に461万8千円を追加し、予算総額を3億8,191万8千円とした。

【農業集落排水事業特別会計補正予算】

予算総額に89万3千円を追加し、予算総額を8,859万3千円とした。

【下水道事業特別会計補正予算】

予算総額から181万4円を減額し、予算総額を7,818万6千円とした。

人事

【固定資産評価審査委員会委員の選任】

一ノ瀬信夫氏（麻生）が6月30日で任期満了となることにより、同氏を再任することに同意。

※固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するための委員会

※任期は3年で3人の委員で構成

専決処分

《条例》

【柳津町税条例の一部を改正する条例】

地方税法の一部を改正する法律に基づき、税条例の一部を改正する条例を承認。

※再生可能エネルギー発電設備等の固定資産税の課税標準の特例の規定等。

【柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例】

改正行政不服審査法の施行に伴う地方税法の一部改正に基づき、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を承認。

※引用規定の整備

【柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによる国民健康保険税条例の一部を改正する条例を承認。
※基礎課税限度額及び、軽減対象となる判定所得の引き上げなど。

《条例予算以外》

【学校給食調理場建設及び学校給食調理業務に関する事務の受託について】

▼柳津町と三島町が共同で学校給食の運営を行っていくための、事務の受託に関する協議について議決した。

※普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して管理及び執行させることができる。（地方自治法第252条の14第1項）

※協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。（地方自治法第252条の2の2第3項）

請願

▼防火水槽改善に関する請願

◎請願者

岩坂町区長 東 好英ほか3

◎審議結果 継続審査

陳情

▼国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情

◎陳情者

・福島県教職員組合
中央執行委員長
角田政志 ほか1

◎審議結果 採択

第2回臨時会 (7月19日)

補正予算

【一般会計補正予算】

予算総額に1,000万円を追加し、予算総額を37億2,968万9千円とした。

《主なもの》

▼農林水産業費

715万1千円

（振興作物推進事業補助金）

▼商工費

224万9千円

（修繕費）

【除雪機械の購入】

購入の対象

除雪ドーザー（14t級）

契約金額

2,004万4千8百円

契約の相手方

会津若松市

コマツ福島株式会社

会津支店

支店長 宮野義和

契約の方法

指名競争入札



8番 齋藤正志議員

○西山支所地域の活性化 ○町教育行政

西山支所地域の活性化

問

西山支所地域は少子高齢化が進み、手をこまねいては加速度的に更に進むと考えられることから次の3点について質問。

①西山支所地域の公共施設の再編を断念した経緯は。

②露天風呂の整備などにより、せいざん荘は充実した施設になったが、活用方法に物足りなさを感ずる。今後のあり方を再考すべきではないか。

③主要地方道柳津・昭和線から国道252号につながる、県道滝谷・松原線のバイパス整備の進捗は。

答

(町長) ①支所地域公共施設統合の構想については、平成25年8月から班長職による調整会議で協議を開始、同年11月には班長職によるプロジェクトチームを編成して協議し、庁議等で検討したが、解体及び建設費用が多額になること、中学校の統合が平成

30年4月となることから統合施設構想を断念した。既存施設及び中学校統合後の校舎の利活用調査を行い、施設のあり方の方向性を示していく。

②西山温泉山村公園せいざん荘は、平成5年にオープンして以来23年経過、介護・健康教室及び西山地域開発協議会主催の西山温泉まつりなど、地域のコミュニティの場として活用。平成26年度に露天風呂を整備したが、入館者数は2万人台で横ばいとなっており、更なるPRと、多目的広場の利活用の検討が必要と考える。

③県道滝谷・松原線は、国道252号へのアクセス道路として重要な路線と認識。現在県において、地元地区住民及び地権者との合意形成を図るための環境整備に向け、滝谷地区からのアクセスも含めて調査を進めていると伺っている。開通すれば今以上に安全・安心な交通が確保されると期待しており、状況を見極めながら早期完成への要望活動を行っているまいりたいと考えている。

問

地熱発電所のPR館には20年間で50万人の来場者。この交流人口はどうしているのか。交流人口を無駄にせず、受け皿をせいざん荘として、ここを起爆剤にしてにぎわいを取り戻すことが支所地域の発展につながると思う。滝谷川、温泉、博士山など、まだまだ西山支所地域には宝がいっぱい眠っている。町の考えは。

答

(町長) 差別化を図って様々な取組んできたせいざん荘ですが、多様化している時代であり、ある程度拡大をしながらか、多くの皆さんを集め、お互いに相乗効果を得られる方向性になるのが望ましいと思う。温泉組合の皆さん、地区の皆さんとの話し合いが必要であると思っている。

町教育行政

問

少子化が進み子ども数が増えつつある中で、A・L・T、学校司書の配置及び複式学級解消対策など独自性を

経済的観点から他町村を選択する保護者もいることも事実。更なる充実を図るため3点について質問。

①個人で開設している学習塾はあるが、多くの子どもが学習できる塾を町として提供してはどうか。

②教育の質の向上及び目標を持つ観点から、現行の英語検定、数学検定及び漢字検定についてルールを定めて町が補助をしてはどうか。

③現行の海外派遣事業は今回が最後となり、現状に合ったやり方に変えたことだが、問題点及びその方向性は。

答

(教育長) ①公設の塾については県内でもいくつかの町村で設置しているが、学習業者への委託により運営され、少人数の小中学生を対象とし、内容は業者に任せている。会津管内でも学校支援地域本部事業として年に数回、学習支援ボランティアにより学習機会の提供を行っている町村がある。教育委員

会としては、各学校での授業の充実により基本的な事項の確実な習得を図り、家庭学習等によりその補強を図ることが重要と考えている。各学校において家庭学習習慣化のため様々な取組をしており、こうした取り組みにより児童生徒の学力向上に努める。

②各種検定については児童生徒に受験を奨励。特に中学校では英語検定の受験を奨励。国は中学校の英語習得状況の向上を目指し英検の取得を重視する方向。各学校が具体的に検定を位置づけ、全員が受験するような計画があれば補助を検討する必要があると認識。

③海外派遣事業は、平成6年度にスタートして15回を迎えた。現在は中学2・3年生を対象としている。生徒の日程、中学3年生の修学旅行との重複及び経費の3分の1程度を自己負担とするなどの問題が挙げられていることから、海外派遣実行委員会が今後のあり方を検討している。



9番 田崎為浩議員

教育行政

問

町づくりは人づくりの原点は教育。しかしながら子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し新たな課題が見えてきた。次の6点について教育委員会の取り組みは。

①小中学生の英語力についての現状と今後の取り組みは。

②文部科学省が道徳の新学習指導要領を告示したが、その取り組みは。

③文部科学省は無料で補修を行う地域未来塾開設支援を行っているが、導入への取り組みは。

④地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援制度についての認識は。

⑤専門知識を持つ人や地域の人たちと協力する「チーム学校」制度を活用した、部活動指導員の制度化についての見解は。

答

(教育長) ①英語力については小学校1年生から4年生までは簡単な英会話の経験、5・6年生では教科書を活用した英語学習を行っている。中学校では、聞く、話す、書く、読む、

⑥県教育庁の平成28年度重点事業である「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」。子どもたちが自らの地域の良さを再発見するなど魅力ある事業であり、取り組むべきと考えるが見解は。

の四つの力をバランスよく向上させるよう、英語指導助手も加わって指導の充実力を注いでいる。今後、担当教員等授業力向上のために町独自の研修にも取り組んでまいりたい。

②道徳の時間は、法令上必要な時数は確実に実施している。教育全体の中で教育目標の具現化に結びつけて指導。特別な教科となることを契機に道徳的な心情や判断力及び実践の意欲などを身につけさせるために努めたい。

③地域未来塾は経済的な理由や家庭の事情により学習が困難、学習習慣が身につけていない状況の中学生・高校生を対象に学習支援をするものと認識。会津地方等他の地域では導入例を聞いていない。教育委員会としては、少人数であることを生かした一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導に努めている。学校外での学習の場の必要性について情報を学校と共有し把握に努めたい。

④訪問型家庭教育支援については、問題を抱え孤立した家庭への支援という効果がある一方で、人材育成、情報の共有、家庭への信頼関係など多くの課題があると認識。教育委員会ではこれまで、児童生徒の課題解決のため、県教育委員会の支援による専門家の派遣、県立養護学校からの専門家の派遣による支援協議など、学校の取り組みと合わせ、保護者への支援を行っている。

⑤国は多様化する学校の課題に、教職員と外部の専門家が一体となって対応し、教員が本来の教育指導に専念できる体制についてのチーム学校を制度化したいとしている。小規模化した中学校では部活動について各種目の専門家を置くことは困難。制度が確立され、国庫負担として認められれば導入を検討したい。

ロコモティブシンドローム対策

問

命は日本人の平均寿命86歳を超え、健康寿命は男性で10年女性で13年ほど短い。健康寿命の伸びを妨げる要因の一つとし

答

(町長) ロコモティブシンドローム

については、健康寿命の短縮、寝たきり、要介護状態になる3大要因のひとつとされている。70歳以上の方に対し生活機能評価のアンケートで、機能低下がみられる方に対し、地域包括支援センターで訪問し、介護二次予防事業実施のお達者クラブに参加を促している。また一次予防事業の健康クラブも効果的であることから、月2回に回数を増やした。昨年度から健康運動指導士と保健師が地区を訪問し、運動機能低下予防・体力の維持向上の運動教室も行っており、今後とも健康寿命を延ばすための効果的な事業を展開し、町民の健康づくりに努めてまいりたい。



5番 田崎信二議員

○自然災害に対応した町の防災体制 ○農業政策変換に伴う将来への町の対応

自然災害に対応した町の防災体制

問

異常気象による風水害及び地震等の自然災害が多発しており、熊本地震でも災害問題が起きている。このようなか、地域防災計画の改訂に基づく防災マップ及び防災マニュアルにより、被害を最小に抑える減災の取り組み方について伺う。

答

（町長）減災への取り組みについては、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の判断基準を詳細に設けた地域防災計画を平成27年3月に改訂した。この計画に基づき適時的確に判断し、迅速な対応・行動に移して被害を最小限に食い止めていきたい。今回の改訂には、自主防災組織の必要性、設置、育成及び指導について記述し、区長さん方をリーダーとした組織の育成を図るとともに、有効な自主防災活動が行えるよう、周知と充実強化のための指導を

実施して行きたい。更に、自助・共助・公助の連携による一体となった取り組みが必要なことから、防災訓練を通じて地区住民の方々に多く参加いただき、町民一人ひとりに常に備えを持ってもらうよう、防災・減災の意識と災害時の知識を周知していきたい。

問

会津地方には会津盆地西縁断層帯、東縁断層帯の二つの活断層がある。昨年度各家庭に配布した防災ガイドブックでも説明しているが、町民の方々が目を通して必要性に理解を得ているのか。また、把握できているのか。

答

（総務課長）内容について町民の方々が読んで熟知されているかまでは調査していない現状。

問

自助、共助、公助と書いてある。自助の取り組みである家庭での備蓄取り組み状況と、備蓄倉庫の備蓄品の数量及び期限は十分か。

答

（総務課長）広報等により必要性をうったえていきたい。備蓄倉庫は本年度から備蓄を開始。全町民分を備蓄するのは現状で7年かかる。消費期限が切れる場合はローリングして備蓄していく。

農業政策変換に伴う将来への町の対応

問

国の農業政策の見直しにより、平成30年度から減反政策の廃止が決まり、日本の米作農業は大きく変わろうとしている。本町の農業は、今後10年15年後の将来の展望に不安がある。町はこのような状況を踏まえどのような対応を考えているのか伺う。

答

（町長）日本の米政策は大きな転換期を迎えており、平成30年産から国による生産数量目標の配分が廃止予定となっている。人口減少や食の多様化など主食用米の消費は年々減少しており、米価安定化のため

には、需給調整を行い、需要に応じた生産を行うことが重要。国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者、団体を中心となり、需要に応じた生産を円滑に行えるよう、国に対して早期に生産者等に情報提供をするようお願いしている。更に、町の風土を活かした、ソバ、ナタネ、トマト、キュウリなどの園芸作物、カスミソ草などの花卉栽培によって、水田をフル活用しながら、産地化を一層強化していきたい。

今後の町の農業については、担い手の高齢化が顕著であるので、持続可能な農業を行えるよう施設やシステムの導入等により労力負担を軽減し、良質な農産物の生産による所得の向上について町が支援しながら、未来の農業を担う新規就農者の確保にも努めてまいりたい。

問

農業の将来が不安。柳津の農業をどのように保っていくのかビジョンがほしい。中山

答

（町長）地域形成の中で農業の形がある地域というのは、それぞれの地域の中でも、先駆者として、その地域を引っ張っていく、そういう形ができていく。10年15年の町の地域農業のビジョンとしては、法人化が必要であり、それを根幹として、米を中心として、乾田化した土地に町の基幹の園芸作物を栽培するなど、今後必要なのは、法人化して耕地の集積を図りながら、町の作物を選定していく。あくまでも米が優先されるわけであるが、平成30年からはそういうものがあること、そう言ったビジョンを示していきたい。





3番 伊藤 純議員

地域産業の担い手
(後継者)に対する
就労支援

問

町の基幹産業である農業及び商工観光業では、少子高齢化のため担い手不足となっており、このままでは事業の継続が懸念される。事業継続のためには後継者等への就労支援が必要と考え、次の2点について伺う。

① 農業後継者就労支援の対象農家数、国、県及び町の補助金額並びに実績について。

② 原子力発電所事故による風評被害が完全に払しょくされたとは言えない中で、商工観光業においては担い手不足が深刻な状況となっている。就労支援についての町の対策を伺う。

答

(町長) ① 農業後継者に対する就労支援については、3名が国からの青年就農給付金を受給。45歳未満であつて、農地、農業機械などの所有権や経営に対する主宰権を有し、年間1200時間以上で150日以上の就農時間を確保するなどの給付要件を満たすことで、年額150万円の給付金を最長5年間で受給できる。また、町では担い手を確保するため、町単独で若者応援給付金制度を創設して、国の給付金に上乗せして年額120万円を給付している。これまで受給した方の中には、個人で水稲経営を担うとともに法人化して水稲育苗を受託している方、カスミ草による花卉栽培をされている方など、地元に着し、地域農業の振興に貢献されている。引きつづき、新たに就農される方々への支援をしていきたい。

② 商工観光業については、原子力発電所事故後、風評払しょくのため観光協会、商工会、やないづ振興公社の皆さんと、県内外で観光及び農産物のPRに力を入れてきた。風評が払しょくされたとは言いい切れず、誘客促進等

の県内外のイベントで効果のあるものについては継続して実施していく。同時に観光客の受け皿である町内の商工観光業の皆さんの受入体制を整備することが重要と考える。また、後継者、担い手不足の解消、就労者支援対策については、関係団体と協議しながら町に合った支援策を構築したい。

問

① 農業後継者への支援制度は農家にとつて非常に心強い制度である。多少ハードルが高いのではないかとと思うが、町だけの給付要件を緩和する考えはないか。

答

(地域振興課長) 町の補助金交付要綱については、国の要件に該当した方に対して町が上乗せして補助する制度。その要件を変えてしまつと国の給付金が受給できなくなることから、これまでどおり今後も実施していく。

問

② 町の基幹産業である商工観光業についても、公平・公正

という観点から、農業以外にも地域産業の担い手の就労支援策を創設すべきと考えるが、町の考えは。

答

(地域振興課長) 現在はないので、今後商工会、観光協会などの関係団体と協議し、支援策を考えていきたい。

答

(町長) 商工会を窓口にして、若手の育成関係では国・県の補助事業がある。若手の商工観光業の皆さんにも、地元に残つて後継ぎになつていただきたいということを私の公約として挙げていく。支援策の具現化に向けて進めていきたい。

問

若者の定住促進ということにおいても、何より住民の皆さんの評価に値する支援策が必要。高い評価を得られる制度を迅速に対応されるよう要望する。



お知らせ

第3回定例会 9月8日から9月15日の予定です。

初日は、町政に対し、議員が一般質問を行います。
お気軽に傍聴においでください。



6番 小林 功議員

○鳥屋居平線の改良工事 ○再生可能エネルギー導入の取り組み

鳥屋居平線の改良工事

問

町道の改良・整備にあたっては、基幹道路や生活道路となつている路線を優先的に取り組んでいるが、中でも重要路線のひとつである鳥屋居平線改良工事の進捗状況を伺う。

答

(町長) 本路線については、五疊敷・大成沢線への接続部の勾配が14パーセント、幅員が3メートルで、冬期間の車両通行に支障をきたしている。これまで3つの計画を策定したが、工事費が多額になること、水源への影響、四ツ谷側に出て迂回しなければならぬ等の理由で計画を見直した。日陰の解消のため山側を拡幅し改良延長200メートルで現道へ接続する計画として地区への説明会を実施した。理解を得ながら改良を進めていきたい。

問

町民バスの運行は町民の生活にな

くはならない交通手段となつている。高齢化が急速に進んでいる地区はなおさらその必要性を増している。通年町民バスが鳥屋地区まで来ることができ、生活の足を確保してほしいというのが皆さんの願い。町はどのように受け止めているのか伺う。

答

(建設課長) 平成21年度に構想が始まりおよそ8年が経過。冬期間は地区まで運行されず、小学生もタクシーでの通学など、大変な苦勞を強いていると思つている。なるべく早く改良を進めていきたい。

問

地区の皆さんは、冬期間も町民バスが通行できる町道改良と信じている。今、問題の根本に立ち返り、いくつかある選択肢を洗い直すことが必要と思うがいかがか。

答

(町長) 一日も早く地区の皆さんの交通を正常にしたいという事で再三やってきた。

再生可能エネルギー導入の取り組み

問

福島県は、東日本大震災及び原子力発電所事故による災害からの復興を加速させる柱として、「再生可能エネルギー先駆けの地」実現を目指し、最先端の研究開発及び再生可能エネルギー導入への支援を表明している。町の再生可能エネルギー導入の基本的な考え方と今後の取り組みは。

答

(町長) 公共施設など身近なところに積極的に率先導入をしながら、災害時における防災拠点等への太陽光発電設備の導入、住宅用太陽光発電設置等に対する

導入支援、再生可能エネルギーについての理解を深めて取り組む意欲を喚起、併せて省エネルギーを進める普及啓発及び地球環境負荷の軽減の4つの柱で導入を進めている。今後も環境に配慮しながら、再生可能エネルギー導入促進に努める。今管内では、バイオマス発電関係で様々な企業が入ってきている。連携を深めながら、どういう体制が柳津町に一番合うのか、将来的なコストや町民負担を考慮しながら検討していきたい。

問

再生可能エネルギー導入事業を町の産業の振興、あるいは雇用の創出や確保、ひいては地方創生などに関連付けて事業化できれば理想であると考えており、最終的にここを目指すべきと考える。これまでも議会では、小水力発電、木質バイオマス発電に取り組むべきと提言してきた。役場庁舎や学校に設置した太陽光発電は比較的容易に設置できるが、町の産業の振興や雇用の

答

(総務課長) 町の振興計画で3カ年計画ではまだ触れていないのが現状。相当の経費も必要になるので、既存の検討委員会の中で再度検討し、意見を聞きながら、町として進んでいく方向性を見つけていきたい。





1 番 岩淵清幸議員

○桜台帳の活用と桜つつみの現状 及び今後の対応

桜台帳の活用と 桜つつみの現状 及び今後の対応

問

4点について質問する。

①平成21年11月、斎藤清画伯生誕100周年事業の一環として大山桜102本が植えられ現在に至っているが、経過と現状について町長の認識は。

②現在まで何本か枯れて植え替えたと聞いているが、その本数と更には品種も変えたと聞くがその実績は。

③観光客やオーナーになった方がその木のもとで花見や散策をして頂くというのが当初の目的であったと思うが、現状はともその域に達しているとは思われない。今後どのような対策を講じるのか。

④桜台帳を整備したが、今後の活用は。

答

(町長) ①桜つつみは、斎藤清画伯

の生誕100周年記念樹及び平成21年度・22年度に行われた丑寅まつりの記念行事として植栽。現在まで根元の除草、病害虫の消毒、土壌改良及び、枯れ枝の処理を行った。現状は、枯れたのが1本、樹勢が衰えていると思われるものが数十本あり、正常な生育を目指した維持管理を考えている。

②植え替えた本数と品種は、土壌改良をした際に大山桜3本、一部オーナーが大山桜からソメイヨシノに20本植え替えた。

③今後の対策については、7年経過していることから、専門業者による目視点検や定期的な除草、病害虫の防除に努め、皆が楽しめる桜つつみとして育成する。

④桜台帳は平成26年度に整備し、一本ごとに番号を付し、枝折れ処理、テング巣病の切除や新たな植樹などの処理内容を記載し、管理のために活用する。

問

平成23年3月の定例会で、当時も枯れた木があったということで原因究明をするということで答えている。今年も中学校卒業生一同がオーナーとなった木が枯れている。樹皮の剥離が虫の害ということだが、今までに枯れた木も同じ状況か。

答

(建設課長) 専門業者に調査を依頼したところ、土壌の改良が必要だということ、平成25年度に土壌改良を実施した。

問

桜つつみ以外の地域の桜も含めて、年間を通して手入れ、観察など撫育が必要と考えるが、樹木医等の資格を持つている方の助言など、有資格者のいる会社に年間を通しての手入れを委託する考えはあるか。

答

(建設課長) 樹木に関しては詳しくは分かりませんが、資格を持った方に定期的に見ていただくのが一番だと思っており、委託により実施してまいりたいと考えている。

問

せっかくオーナーの名簿があるのに、町の管理状況がオーナーに伝わっていないが、情報を発信してはどうか。

答

(建設課長) 今後管理情報をオーナーに発信するとともに、観光PRにも力を入れたい。

問

桜台帳に樹齢は書かれていない。50年を超えた桜の木もあると考えられる。若い木への更新を考えなくてはいけないがどのような対策をとっているのか。

答

(地域振興課長) 古木になり花もまばらとなつていいる木も見受けられる。年次計画を持って植え替えを進めていきたいと考えている。

問

桜台帳で管理されている地域や桜つつみを入れるとかなりの規模の花の名所で、それらをめぐるコース設定により、桜の季節は柳津だと言ってもらえる地域になるよう、撫育について町全体で考えていくことが、観光客の誘致にもつながると思うので、そのような町になるよう要望する。





7番 菊地 正議員

○空き家対策

空き家対策

問 町の空き家対策はどのようなように進めているのか伺う。

答 (町長) 空き家対策については、毎年各行政区長さんに調査協力をいただき、空き家データベースの更新を行っている。賃貸や売買を希望する場合は、物件情報を福島県会津地方振興局のホームページで公開している。町のホームページからつながることも可能であり、また、町に連絡があった場合は、空き家情報の紹介及び連絡調整を行っている。実際に居住する際に改修が必要な場合は、空き家改修等支援事業補助金を交付、一方で利活用が予定がなく除却を希望する場合は、危険家屋解体除却事業補助金で支援をするということとしている。

空き家データベースには平成27年度末で130件の登録があるが、ホームページで公開しているのは4件のみとなっている。

個人の財産に行政が関与することは困難な現状であるが、空き家対策特別措置法の趣旨も踏まえてしっかりと取り組んでまいりたい。

問 130件との答弁であり、公開は4件。そのうちリフォームを手掛けているのはあるか。

答 (総務課長) 空き家改修等支援事業補助金というものがあり、町外等から空き家を利用したいと来られた場合、空き家を改修する際に100万円を交付するという事業。4件の中には要望がなく、なかなか改修には至っていない状況。

問 三島町のことを調べたが、3月に2世帯ほど移住してきた。水も良い、空気も良いということ喜んでいられるという。柳津町の空き家が130件というけれども増えていくと考えられる。どうしたら食い止めるか。町としてもっと力を入れるべきだと思う。

うが考えは。

答 (町長) 空き家にも必ず所有者がおり、勝手にリフォームするわけにもいかない。合意性を持ちながら、柳津町の規則にのっとりて実施している。

答 (総務課長) 空き家改修等支援事業はあくまでも借主が発生した場合に、その借主についての支援策であり、三島町の場合は、空き家の所有者自身も改修が可能となっており、若干異なっている。個人の財産であり、町が勝手に改修はできないということで御理解をいただきたい。



政治家は贈らない

・政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が、選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を問わず法律で禁止されています。また、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状を出すことも禁止されています。有権者が寄附を求めることも禁止されています。

・運動会やスポーツ大会への飲食物等の差し入れ、祭りへの寄附や差し入れ、町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ、落成式・開店祝等の花輪、病気見舞い、入学祝い・卒業祝い、お歳暮・お中元、葬儀の花輪・供花、秘書等が代理出席する場合の結婚祝、秘書等が代理出席する場合の葬儀の香典などが禁止されています。

詳しくは、「総務省ホームページ→選挙→選挙の基本→寄附の禁止」で閲覧することができます。

※地域及び各種団体の行事等で議員へご案内をいただく場合で会費が伴う場合は、お手数でも案内文に会費を明記（他の会員と同額の会費）してくださるよう御協力をお願いいたします。



2番 磯日泰彦議員

観光振興

問

① 東日本大震災から5年が経過したが、福島県内はいまだ震災前の観光集客数に至っていない。道の駅を中心とした観光施設の現状と今後の活性化対策を伺う。

② 福島県まちづくり支援事業による赤べこプラントー設置事業を実施したが、町内幹線道路沿いのみならず国道沿い等に継続が必要と考えるが町の考えは。

答

(町長) ① 町の観光客入込数は、東日本大震災後落ち込んでいたが、観光協会、商工会などの皆さんの集客活動により、年々少しずつではあるが回復している状況。
しかしながらまだまだ震災前の人込数には戻っていないのが現状であり、今後さらなる誘客促進PRが必要と考えている。併せて受入体制を充実させる必要があることから、

本年度より観光協会に事務局長を配置した。観光案内の充実、イベントへの参画など、各種団体及び商店街等と連携協力し、魅力ある観光地づくりを目指していきたい。
② 赤べこプラントーについては、平成27年度にまちづくり支援事業として県の補助事業を活用。柳津駅から役場までの町内の通り沿いの方に貸し出しているもので、現在55基設置。大変好評であり、該当地域以外の方からも多くの希望が出ていることから、町内全域の商工会員事業所を対象に、希望をとりながら貸し出しをしたいと考えている。今回補正予算を計上し、議員が言われる多くの皆さんに楽しんでもらえる観光地づくりを、このプラントーによって進めたい。

問

① 40歳から54歳の方、第一次バイクブームがあり、この年代の方々がもう一度乗りたいということで、土曜日、日曜

日と国道252号の通過台数を数えた。土曜日はおおよそ103台、日曜日は230台が通過。多くのライダーが訪れており、道の駅の活性化のためにも、道の駅に屋根つきの駐輪場を設置して受入を強化すべきと思うが町の考えは。

答

(地域振興課長) 近年の状況をみると自動二輪車の通行が多いと感じている。状況を確認し今後協議してまいりたい。

問

① 道の駅と足湯、一旦国道に出なければいけない。ベビーカーや車いす等の高齢者が両施設を交流するには厳しいような階段と太鼓橋。また足湯から国道に出るには急勾配とカーブがあり出にくい。両施設の指定管理者が同じになったこともあり、道の駅から足湯を一体の施設として考え、敷地内の国道沿いに道路を通して、安心安全な施設利用を図るべきと思うが町の考えは。

答

(地域振興課長) 道の駅から足湯を一連の施設と考えますと、ベビーカーや車いすの利用者にとりましては段差や勾配がきつく不便な状況にある。安心して施設を利用してもらえる対策について、今後考えていきたい。

問

② 赤べこプラントーは町の中の幹線道路に55基設置。3年間貸与と聞いているが、町の備品であり、3年間の維持管理並びに貸与先の管理はどのようにしているのか伺う。

答

(地域振興課長) 補助事業ということで計画区域を定め、町中の路線及び公共施設に設置。維持管理については、設置者に管理について周知しており、貸与先は台帳を整備し管理している。





10番 鈴木吉信議員

○柳津町と旧西山地区厚生会との財産に関する議定書

○山のみち地域づくり交付金事業（新鶴・柳津線）

柳津町と旧西山地区厚生会との財産に関する議定書

問

旧西山地区厚生会の継承団体を西山地域開発協議会とすることが西山地域開発協議会及び西山地区厚生会総会において決議され、西山地区から権利継承の要望が出されていると思うが今後の対応は。

答

（町長）財産に関する議定書については、旧柳津町・旧西山村が合併に当たり、昭和30年3月2日に、両町村長の間で「西山村の所有財産である山林については、その立木に対して天然林の場合は5割、人工林の場合は3割について西山村に分収金を交付する」という旨を取り交わしたもので、昭和30年4月1日に財産に関する議定書の確認に関する件として議会に提案し議決いただいたもの。

その後長年にわたり分収金の交付先が未定であったが、社団法人西山地区厚生会との間で協定した議定書の附属文書の内容について、昭和50年9月29日に議決いただき、分収金の交付先は西山地区厚生会と定められた。平成24年度に西山地区厚生会が解散したことにより、現在分収金が発生しても分配できない状況。町としては、交付先である西山地区厚生会の権利を継承するためには正當な継承団体であるという明確な根拠を示していた必要があると認識。議定書附属文書の変更は関係地区の協議承諾が必要であり、西山地区の皆さんに議論していただき、その結果を踏まえて対応してまいりたい。

問

制度改正により西山地区厚生会は解散せざるを得なかった。西山地区厚生会、西山地域開発協議会で話し合い、今後厚生会を継いで対応できるのは西山地域開発協議会という話し合いが総会でなされた。この先どのように対応すれば先に進めるか。

答

（総務課長）町長の答弁にもあるが、西山地域開発協議会が旧西山地区厚生会の継承団体であることが分かる書類、議決書などと合わせて、各行政区長さんの同意が得られて、それが添付されて町に申し出があれば、町は議会に対して議定書の附属文書の相手方を変更するという形で提案し、議会の同意が得られれば、新たな交付先として西山地域開発協議会を認定することになるのかと考えている。

問

旧西山地区厚生会、西山地域開発協議会は西山地区の教育・文化、道路網の整備等の前面に立ち、町の支援を受けてやってきた経緯がある。せいざん荘の利用促進、伝統事業及び技能継承事業並びに地域づくり講演会など西山地域のために多大なものがあつたと思っている。西山地区の現状を重く受け止めて頂きたい。

山のみち地域づくり交付金事業（新鶴・柳津線）

問

大成沢・琵琶首間において工事が実施されておりますが、今までに完成された区間の維持管理について町の考え方を伺う。

答

（町長）林道新鶴・柳津線については、工事が完了した区間から町に移管。平成28年3月時点で延長1万2,221・7メートルを管理している。緊急雇用創出事業により作業員4名で、春先の倒木処理、夏から秋にかけての草刈等を実施している。限られた予算の中で、適切な維持管理に努めてまいりたい。

問

博士トンネルから高森地区間、高森から会津美里町に向かつての2キロ区間及び琵琶首の2キロ区間の法面から生えている立木や草などでガードレールが見えなくなるので、維持管理を一日も早くすべきと

答

（建設課長）町長の答弁にもあるが、緊急雇用4名で作業を行っている。現地を確認し、重機等も用意できるので、現地を確認して対応したい。

問

あれだけの区間柳津町が管理しなくてははいけない。管理をしなかったら台風や大雨で災害が起き、復旧費用がかかることも想定されるため、維持管理について質問した。

答

（町長）維持管理については、機械化をどのようにするか建設業者の皆さんと話し合いをしながら対応してまいりたい。

また、確かに目的のある道路ではあるが、利便性や効果を考え、他路線との接続も考えていかなければならない。

全員協議会での協議事項から（毎月開催）

4月協議事項

《町提出案件》

- 1 柳津町只見川豪雨災害復興基金活用事業進捗状況について
- 2 あいづダストセンター
下水道汚泥受入状況について
- 3 柳津町住まいづくり支援事業補助金交付要綱について
- 4 県道53号会津高田・柳津線塩野地内土砂崩れについて

《議会要求案件》

- 1 保育所待機児童対策について
- 2 地熱二次利用可能性調査事業について
- 3 交流移住定住促進施策に係る公営住宅の整備について

《議員協議会案件》

- 1 常任委員会現地調査の実施について
- 2 行政視察について

5月協議事項

《町提出案件》

- 1 平成28年度プレミアム付き商品券発行事業について
- 2 給食センター建設に伴う基本協定の考え方について
- 3 その他
 - ・柳津西山地熱発電所の出力変更について
 - ・定住促進対策新築住宅補助事業について

《議会要求案件》

- 1 原発事故に伴う立木賠償の町有林申請及び分収の履行について
- 2 固定資産税の減価償却について

《議員協議会案件》

- 1 行政視察について

6月協議事項

《町提出案件》

- 1 平成28年度予算意見書への対応について
- 2 一般質問時の「検討する」答弁の検討結果報告について
- 3 あいづダストセンター
放射性物質の状況及び空間放射線量測定方法の変更について
- 4 グローバルピッグファーム株式会社肥育農場について
- 5 柳津町省エネルギー住宅改修支援事業について

《議員協議会案件》

- 1 両沼地方町村議会議員交流事業について



全員協議会は、定例会（3月、6月、9月、12月）の月を除き毎月20日開催の予定です。20日に議会及び執行部に開催できない日程等がある場合は、前後に開催します。

政策形成過程の審議で非公開のものを除き、傍聴することができます。詳しくは議会事務局にお問い合わせください。

☎ 0241-42-2390



5月全員協議会の状況

議会行政調査

平成28年6月28日から6月30日までの3日間の日程で、長野県及び岐阜県方面に「柳津町議会行政調査」を実施しました。

議会議員10名と議会事務局長により、長野県下條村、南木曾町を中心に視察を行ってきました。

柳津町は毎年、少子高齢化が進み昭和30年の町村合併時には人口が9,709人でありましたが、平成28年4月現在3,620人で、約6,000人の減少となっています。主産業である農業と商工観光業においても、担い手が減少する中、何とか少子高齢化に歯止めをかけたいと、子育て支援や若者定住促進等の対策に取り組んでいます。

このような状況の下、我々柳津町議会は、少子化を克服したとされる長野県下條村を訪問し、少子高齢化対策としての子育て支援、若者定住促進の取り組みについて行政調査を行いました。

1. 長野県下條村

下條村は、面積38・12平方キロメートル（柳津町の1/5）人口3,917人、世帯数1,286世帯。

地形的には、長野県下伊那郡の中央、飯田市及び中央道飯田インターから20分、平成20年三遠南信自動車道天竜インターが併用されて6・7分で飯田市と結ばれている。下條山脈を頂として5河川が天竜川に注ぎ、標高332m～828m、34の集落が散在している。積雪は、多い年で30センチ程度である。

① 住宅政策と少子化対策の取り組み

・若者定住促進住宅の建設

平成9年度～平成18年度集合住宅10棟124戸、1戸建て54戸、合計178戸建設、補助金を使わ

ないで、村の財源のみで建設している。

入居条件は、「子供がいる」か、これから「結婚をする若者」に限定している。また、入居する若者が地域に溶け込んでもらうために、村の行事への参加や消防団への加入等を条件にしている。

若者が入居して、若者同士真のコミュニティが生まれ、子育てなどに助け合う姿が見られるようになっていく。

・少子化対策・子育て支援策については、高校卒業まで医療費無料化、保育料の引き下げ、義務教育の給食費50%補助（平成28年度は、70%に高上げ）など、柳津町の施策と大きく変わっているところは少ない。

・昭和25年6、410人の人口が、平成2年には、3,859人に減少していたが、こうした若者の定住化対策に

より、平成12年に4,024人、平成17年には、4,204人に増加している。平成28年は、少し減少し、3,917人となっている。

合計特殊出生率は、平成26年2・03人、平成27年1・82人と全国平均を大きく上回っている。飯田市の「ベッタウン」として位

置付けされ、社会、経済性に魅力が認められることも、「若者」の居住に繋がる要因となっている。

② 財政健全化の取り組み

下條村は、20年以上前から行財政改革に取り組む、歳出を減らし、浮いたお金を地方債の繰り上げ償還に充ててきている。



下條村役場

昭和56年に59人だった村の職員は、現在37人。公共事業として道路改良等を行わず、村が地域住民に資材を提供し、村民が自らの手で村道や農道などを整備する「建設資材支給事業」を実施している。下水道事業については、公共下水道、農業集落排水事業は、建設費用は当然、維持管理費用も未来永劫アップし続ける等により採用せず、合併処理浄化槽事業で行うことに決定し、全額単年度処理、後年度負担なしで実施している。

こうした施策により財政状況は、交付税で措置される額を差し引いた起債残高（借金）1億9千万円に対して、基金残高（預金）69億5千万円。経常収支比率67・0%（全国2位）、実質公債費比率マイナス6・4%（健全度全国1位）となっている。

下條村が「奇跡の村」と言われるのは、少子化を食い止めたことと、その財源を捻出するための行財政改革と意識改革によるもの。



妻籠宿保存事業

2. 長野県南木曾町、岐阜県中津川市及び高山市

①妻籠宿（現在の南木曾町）、馬籠宿（現在の中津川市）について

中山道は、江戸日本橋を起点とし京都まで約530キロメートルの道路で、69箇所の宿場がおかれた。東海道の504キロメートルに比べ遠回りではあったが、東海道に

は、大井川の川止めをはじめ海の旅や川越などの危険が伴った。中山道69宿のうち木曾には、妻籠宿（現在の南木曾町）、馬籠宿（現在の中津川市）を含め11の宿場があった。江戸時代、中山道の通行はなかなか頻繁で参勤交代の西国大名34家の指定路であり、尾州侯の参府は、中山道であった。また、皇女・新王家・姫

宮の降嫁の節の道筋はほとんど中山道を利用していた。時代は、江戸から明治に移り、明治新政府の発足により宿場の機能は、相次いで廃止された。また、交通改革により妻籠、馬籠は、全く人通りが絶え、両村は、陸の孤島化し、経済は、急速に寂れていった。長い間の貧困生活の中で江戸時代そのままでの生活を続けてきた両村が観光地として脚光を浴びだしたのは、日本が高度経済成長期に入った頃からである。馬籠は、島崎藤村の生地として、訪れる人が飛躍的に増加するようになった。しかし、若者たちの外部流失により過疎化が進んでいた。こうした中で、妻籠は、昭和40年、観光としての集落保存が提起され、昭和43年、妻籠宿保存事業が、県の明治百年記念事業の一つとして実施されることになった。昭和44年から3カ年計画で町屋の復原・修景が実施された。

昭和51年文化財に定義され、「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。馬籠は、昭和42年、観光協会が発足し組織的な活動を開始したが、受け入れ態勢を急いだ結果、昭和45年ごろから俗化が急速に進行し始めた。昭和47年観光協会を中心に地元の関係者が集まって「神坂地区保存に関する決議」が行われ、実行母体として保存委員会が発足した。昭和53年から2年かがりて街道の修景美化が計画され、道路沿いにあった電柱26本を町並みの両裏に移転した。昭和58年、観光協会内に「町並み保存委員会」が発足し、町並の景観整備の検討に着手した。そして、その結果に基づき昭和63年、村は事業として観光整備を実施した。そしてこれ以降、馬籠宿場の全面的な整備が3カ年計画で行われた。

現在では、休日ともなれば多くの観光客でにぎわいをみせ、活気にあふれているとのことであり、インパウンドの影響で観光客の8割〜9割は、外国人とのことである。②高山陣屋（現在の高山市）について 陣屋とは、江戸時代に郡代・代官が政治を行った場所、御役所や郡代（代官）役宅、御蔵などを総称して陣屋と呼んでいる。飛騨の国は、元禄5年（1692年）江戸幕府の直轄領となった。そして安政6年（1867年）飛騨代官は、飛騨郡代に昇格し、幕府の重要な直轄領となった。以来、慶応4年（1868年）に至るまで176年間、幕府は25代の代官、郡代を派遣して飛騨の国を支配してきた。明治維新以降、陣屋の建物は高山県庁舎等として使用され続けた。幕末には、全国に60数カ所あったと言われている郡代、代官所の中で、当時の建物が残っているのは、この高山陣屋だけであり、昭和4年には、国史跡に認定された。昭和44年に飛騨県事務所が移転した後、岐阜県教育委員会は高山陣屋の保存へと乗り出し、足かけ16年の歳月と約20億円という費用をかけて、平成8

【広報編集委員】
委員長 齋藤 正志
副委員長 磯目 泰彦
委員 田崎 為浩
委員 菊地 正
委員 伊藤 昭一



年に修復・復元が完成した。陣屋内を視察したところ、郡代の特権・幕府役人・地元役人の待遇や処遇など、陣屋での種々役割や間取り、玄関のしきたりなど、江戸幕府の縮図が陣屋に内在しており、江戸時代を彷彿できる建造物で、こうした貴重な文化財を後世に受け継いで行く為には、町民の理解と努力、そして行政の力が一丸となることが大変重要であると再認識した。